

秘密保全法「アセスメント」の報告

全国市民オンブズマン連絡会議

1 秘密保全法の脅威とアセスメント

全国市民オンブズマン連絡会議は、94年に結成されて以来、自治体や国の情報公開制度を用いて行政不正支出や違法を明らかにする活動をしてきた。しかし、情報公開請求によって得られた資料だけで、官官接待やカラ出張をはじめとする不正支出が明らかになった訳ではない。不正支出を明らかにするためには、他の公開資料や新聞雑誌の記事、時には市民による情報提供といった様々な情報とのクロスチェックを行うことが必要になる。こういった情報のクロスチェックのノウハウは私たちが継続的な活動の中であみ出した手法であるが、これによる調査結果が正確であればあるほど、不正支出を行ってきた行政に対しては脅威であった。90年代、出張記録の情報公開請求に対して出張者を不開示としたにもかかわらず、オンブズが様々な手法を用いてカラ出張を暴いたことで、市民オンブズマンへの内通者がいるに違いない、と当該行政機関が疑心暗鬼に陥り、「犯人」探しが行われた、という事態も実際に生じている。私たちの行政監視活動は、こうした様々な手法によって成果を上げてきたと言える。

その一方で政府は本年（2013年）秋の臨時国会に秘密保全法の提出を明言している。有識者会議の報告書などで明らかになっている秘密保全法の概要は、①国の安全②外交③公共の安全と秩序の維持にかかわる情報のうち、秘匿したい情報を「特定秘密」に指定して非公開にすること、「特定秘密」を漏らした人や漏らすようそそのかした人、その他「社会通念上是認できない方法」で情報を取得しようとする人を処罰すること、「特定秘密」を扱う人・その周辺の人について「適性評価制度」で調査すること（人的管理）を内容としていると思われる。このような法制度は私たちの活動と完全に対立する。私たちは情報公開市民センターと連名で2012年3月5日付で「秘密保全法の制定に反対する」声明を発表している。

しかし、残念ながら、秘密保全法に対する報道や世論の盛り上がりは低調と言わざるを得ない。これは法案すら政府が開示していないことも大きな原因であろうが、「知る権利」や情報公開制度の重要性に対してまだまだ十分な理解がされていないことも要因と言えるかもしれない。仮にそうであれば、情報公開制度の“ヘビーユーザー”である私たちが、これまでの活動から、秘密保全法の制定によって制約を受ける可能性のある活動を拾い出し、危険性を評価することがより具体的に秘密保全の法制度の問題点を浮き彫りにすることにつながる筈だ。

2 評価対象と影響調査項目

(1) 評価の対象としたのは、全国市民オンブズマン連絡会議が発足した1994年から今大会直前の2013年までの全国市民オンブズマン連絡会議の活動で、全国大会の資料集中の「市民オンブズマンのこの一年」で報告したもののみとした。

(2) 秘密保全法の脅威度

秘密保全法の影響については、情報の開示に対する影響と私たちの活動に対する影響の二つの側面から評価した。

①情報の開示に対する影響

秘密保全法の制定によって情報公開制度の運用には以下の影響が生じることが予想される（図1）。

【図1】

	情報の内容	現状の運用	秘密保全法の運用後
i)	防衛外交情報	不開示＝法5条3号、4号	特定秘密指定による不開示＝3号4号＝現状と変わらず
ii)	法人・審議・検討・事務事業	不開示＝法5条2号、5号、6号	特定秘密指定による不開示＝3号・4号＝開示度低下（×）
iii)	i) ii) 以外の防衛・外交・公共の安全に関わる情報でこれまで開示していたもの	開示	特定秘密指定による不開示＝3号・4号＝開示度低下（×）
iv)	その他の情報	開示	特定秘密の指定がなくても過剰反応で△

- i) 情報公開法5条3号または4号（行政機関の長がおそれがあると判断したことに「相当の理由」があることを不開示の要件とする場合）を理由とする不開示情報が、特定秘密に指定される場合（開示度には変化なし）
- ii) 法5条2号、5号、6号（いずれも「おそれ」を不開示の要件とする）を理由とする不開示情報が特定秘密の指定を受けることによって、5条3号、4号にも該当することになる場合（訴訟での不開示処分が困難になることにより、同じ不開示でも開示度は後退）
- iii) これまで開示されていた情報が特定秘密に指定されることにより、5条3号、4号に該当し不開示となる場合（開示度は明らかに後退）。たとえば、公共の安全と秩序の維持に関する情報として、指定期間を限定しつつ特定秘密に指定される情報、たとえば原子力発電所の苛烈事故の際の SPEEDI 情報などがこれに該当するおそれを指摘できる。
- iv) 秘密指定はないものの、秘密保全法の過剰反応等によって不開示となる場合（開示度が後退する可能性）があることも、個人情報保護法制定後の自治体の過剰反応を見る限り、無視できない。特に過失の漏えいまで秘密保全法が処罰しようとしている点を前提とすれば、行政機関の職員は開示処分に臆病になり、処罰のリスクを回避するために不開示処分を連発することなども予想される。

秘密保全法の情報の開示に対する影響を評価する視点として、対象情報が「特定秘密」の指定を受ける可能性があるかどうか、という観点だけでなく、情報開示の実際の運用にどのような変化が予想されるか、といった観点からも評価しなければ影響を計ることはできない、と考

えた結果である。

そこで、今回の評価では、私たちが過去に開示請求を行った情報が、「特定秘密」の指定を受けられるものを●で示すとともに、これに加えて、これまでの開示事例あるいは秘密保全法が存在しない場合と比較して、開示度が下がる可能性の特に高いものを×で、開示度が下がる可能性のあるものを△で示した。

②市民オンブズの活動そのものに対する影響

有識者会議の報告書の記述を前提とした、秘密保全法の罰則規定の問題点は、処罰される行為の範囲が広範というだけでなく、処罰される行為と処罰されない行為の区別も曖昧だ、という点だ。この点については私たちだけでなく、日弁連はじめ多くの団体が批判している。しかし、問題はさらに根深い。私たち市民団体にとっては、訴追されるおそれはもちろんのこと、捜査への協力の名目で、あるいは漏えい情報を取得した第三者として捜査対象とされることも想定されるという点だ。具体的には、情報漏えいの捜査という名のもと、捜査機関から、オンブズのパソコンの提供を求められ、あるいはパソコンの差押えをうける、ということ想定されたい。ここで問題となるのは、捜査協力の名の下、団体のプライバシーやメンバーのプライバシーが侵害される危機に立つ、という点だ。私たち自身が漏えいの罪で訴追されるおそれがあるか否かという点とともに、問題は深刻だ。

そこで、秘密保全法が私たちの活動に関する影響を評価するための視点として、i) 私たち自身が特定秘密の漏えいのそそのかしや特定取得行為（社会通念上は認できない方法での情報の取得）とされる可能性のあるものを★★★で、ii) 私たちに情報提供した外部の第三者が漏えいの疑いをうけ、その捜査のために私たちが保有する情報が広く捜査の対象となる可能性のあるものを★★で示した。

3 調査結果

秘密保全法による影響評価については別表をご覧いただきたい。以下、顕著な影響をもたらすと考えられるものについてコメントする。

(1) 警察に關係する活動はすべて重大な影響をうける

ア) 情報の開示

警察情報はこれまで、ほとんど開示されてこなかった。しかし、その中でも捜査報償費について他のほとんどの県警が年間の合計額しか開示しないなかで、一部の県警は月別の合計金額を開示していた。また、偽名の報償費の領収証についてほとんどが存否応答拒否による不開示決定（あるともないとも答えられないという理由による不開示）をしてくるなかで、単純な不開示処分をしてきた県警もあった。

後者について言えば、同じ不開示処分であっても、存否応答拒否を理由としない場合には、偽名の領収証が存在する、という情報が提供されていることになるから、開示請求によって得られる情報量が多いと言える。また、不開示処分を訴訟で争う場合にも、「ペンネームによる領収証の開示が捜査に支障を生じさせると判断できるだけの相当の理由にあたるか」と

言う点に絞って争えば良い。ところが、秘密保全法が制定されると、捜査報償費関係の情報はほぼすべて特定秘密の指定を受けることが予想されるから、県警毎に異なる判断は行われなくなる。これまでとは情報の開示度が低下することは明らかだ。

イ) 私たちの活動への影響

警察の不正支出に関する調査はもとより、警察に対する情報公開請求や、私たちが中心となって結成した「明るい警察を実現する全国ネットワーク」の活動はほぼすべて、秘密保全法の影響を受ける。これらの活動については、仮にそれが情報公開請求などの法が当然に許容するものであっても、「この情報の開示を求めるのは警察内部に情報提供者がいるからだ」などといったという口実で、捜査機関の捜査を受ける可能性があることは想定されてよい。また、私たちが多用し、大きな成果を挙げてきた「一斉公開請求」や「情報提供110番」などの活動が、特定秘密入手の「そそのかし」や「社会的に是認できない方法での情報取得行為」であるとの言いがかりをつけられる可能性もある。

(2) 国に対する監視活動にも多大な影響

ア) 情報の開示

外務省の在外公館の報償費の使途に関し、外務大臣は執拗に法5条3号該当性を主張してきた。報償費が高級ワインの購入にあてられたり、アンティーク家具の購入に充てられるなど、おおよそ外交とは無関係としか言えない情報についても、外交情報であると主張し続けている。したがって、これらのバカげた報償費の支出に関する情報ですら、特定秘密の指定を受けることは間違いない。

しかも、秘密保全法の特定秘密の指定は、これまで法5条3号、4号による不開示情報だけに止まらない(図1参照)。たとえば、懇談会の出席者や懇談目的の情報についてはどうだろうか。かつて地方公共団体は、食糧費を用いて行った懇談の相手方情報を不開示としてきた。裁判例をうけ、現在は条例の改正等が行われたことによって原則として食糧費を用いて行った懇談会情報については、相手方たる公務員の氏名も開示しなければならないこととなっている。しかし、再び、内密を要する懇談であるという理由で、国家公務員の氏名だけでなく、地方公共団体の職員と国家公務員との懇談全体が特定秘密の指定を受ける可能性もないとは言えない。かつて国際博覧会の誘致に関する地方公共団体の職員と外務省の役人との懇談について、懇談場所、懇談相手の氏名を開示すると、懇談内容が明らかになってしまい、誘致活動が制約される、という主張を、訴訟中で地方公共団体側は行ってきた例もある。この主張が、今度は特定秘密の指定の局面で用いられることも十分に予想される。そして、こうした事例はたとえば、オリンピックの誘致活動にも当てはまるであろうし、その他外交、防衛と関連づけられる懇談会の情報についていえば、基地問題やオスプレイの飛行問題など、日本全国に存在する筈だ。そうなると、地方公共団体が保有する情報中に国の活動にかかわる情報が含まれている場合には、これが特定秘密の指定をされることで、これまで原則開示

¹滋賀県警本部の捜査報償費の領収証のうち「ペンネームで記載された領収証」の非開示処分取消訴訟に関する大阪高裁平成18年3月29日判決は「具体的に領収書の記載、体裁に関する個別事情とこれに関する関連事情が明確にされないかぎり」「非公開情報が記載されているか否かが不分明であ」として不開示処分を取り消した。

だった懇談会情報をはじめとする情報の原則例外が逆転することも想定範囲内としなければならない（図1のiii）。

また、私たちの活動では、原子力発電に関する情報が「公共の秩序を害する」という理由で、特定秘密の指定を受けることが懸念される。特に特定秘密の指定は期限を限定して行うことができる、という事になると、社会的なパニックを防止する、という理由を安易に用いることで、放射線量の予測などのデータが、本来市民が知りたい時に提供されないことが懸念される（図1のiv）。

イ) 私たちの活動への影響

2000年7月に私たちが行った「国の不正支出・警察不祥事110番」は特定取得行為もしくは特定秘密の漏えいのそそのかしとみなされるリスクがある。

官官接待の追及は、交際費ではなく、食糧費を調べなさい、という匿名の電話から始まった。各地のオンブズも外部の情報提供をうけ、情報公開請求対象文書を特定していった経験があるはずである。こうした場合に、「情報提供者の行為が秘密保全法の漏えいにあたるかどうかを判断する」という口実で情報提供者に関わる情報の提供を求められたり、場合によっては情報提供者を被疑者とする事で、各地のオンブズのパソコンが押収されることも起こり得る。このように、私たち自身が秘密保全法違反の被疑者とされない場合であっても、国の情報を対象とする場合には、私たちの活動に対する国家によるプライバシー侵害のリスクは高い。

(3) 地方公共団体の監視に対する影響も

ア) 情報の開示

地方公共団体の保有情報の多くは秘密保全法の対象情報ではない。しかし、国の情報が含まれているものについては国によって特定秘密に指定される可能性がある。特に警察情報や原子力関係の情報が「公共の秩序に関する情報」であるとして、国から特定秘密に指定される可能性は高い²。そうした場合、地方公共団体はこれらの情報を開示できなくなることは明らかだ³。

加えて、地方公共団体が保有する情報に国の情報が含まれていることを前提に考えると、地方公共団体の職員が過失による情報漏えいをおそれるあまり、情報の開示に消極的になることも十分に起こり得る。

そして、こうした情報の開示に消極的な姿勢は、秘密保全法とはほぼ関係しない地方議会や会派の情報の開示の要求に対しても、過剰反応や便乗といった形で悪影響を及ぼすことも現実に予想される。情報開示に積極的でない部局が、本来適用されない民間団体の個人情報保護法が施行されるや否やなぜか「個人情報」を口実として情報を開示しないことはこれま

² 秘密保全法の立法過程の情報開示の結果、立法担当の内閣官房内閣情報調査室と内閣法制局との間で特定秘密の指定権者を誰にするかについて複数回にわたって協議がなされていることが判明している。

³ 地方公共団体の条例に多くみられる「法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国の行政機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」に該当するとして不開示処分をすることが考えられる。（このような条文がない場合には、秘密保全法の施行にあわせて条例改正を行うことが予想される。）

でも多くあった。そうした部局が今度は秘密の保全を口実として、制度の見直しに消極的であったり、情報の開示をしないことが起こらない筈はない。

イ) 私たちの活動への影響

地方公共団体の保有する情報に特定秘密に指定されたものも存在することからいえば、情報提供を呼びかける活動が捜査機関の介入の可能性を生じさせる、という点は、国の情報と同様である。また、情報開示に消極的な姿勢が、最終的には地方公共団体全体が情報開示に消極的になることも懸念される。

4 まとめ

秘密保全法について立法担当の内閣官房内閣情報調査室は、これによってこれまで開示していた情報が不開示になるものではない、と説明してきた。しかし、これが説得力を全く持たないことは明らかだ。また、秘密保全法は防衛、外交に関するいわば「プロ」の情報を対象とするものであって、地方公共団体の情報については影響しない、という認識が世の中にあるとすれば、それも大間違いである。地方公共団体が保有する情報には国と共有する情報も多い。これまでは国の判断とは別に、地方公共団体の判断で自主的に開示してきた情報⁴も、特定秘密に指定されることで、いともたやすく不開示情報とすることが可能になるからである。

開示に対する悪影響は特定秘密に指定された情報に限らない。国、地方公共団体を問わず、情報の開示を担当する部局すべてが過失の秘密漏えい罪に問われることをおそれ、情報の開示に消極的になることの影響も深刻だ。情報開示の意欲を喪失させ、制度の運用を著しく後退させる危険が秘密保全法には本質的に存在する。

次に、秘密保全法の私たちへの影響についてみると、秘密保全法の適性評価制度（人的管理）の対象情報として、私たち自身の活動が政府によって調査されることについても触れなければならない。2002年には防衛庁（当時）が市民オンブズマンによる情報開示請求をリスト化していた、という事件が発覚した。私たちは防衛庁長官に対し「市民オンブズマンなどに対する防衛庁不正調査等の真相解明、再発防止策等を求める抗議書」を提出したが、秘密保全法はかかる情報収集活動を正当化してしまう。そして、私たちの活動が政府にとって都合が悪いと映ったとき、圧力を加えてくるおそれについては、これまで述べた通りである。

私たちの課題は、秘密保全法を制定させないためにはどうすべきか、という点だ。これについてはそれぞれのオンブズがこのようなアセスメントを行い、秘密保全法が制定されることの危険性を具体的に、広く伝えていくことが有効ではないだろうか。このアセスメントは、最悪の想定がまだまだ甘い、という評価を受けるかもしれない。それでも、私たちの活動のほとんどが政府によって監視され、警察や国にかかわる多くの活動に対して政府による弾圧の危険性を予想することはできるのだ。

これまでの活動を振り返り、秘密保全法のもたらす危険性を発することで、各地のオンブズとともに秘密保全法の制定を阻止することを呼びかけ、まとめとしたい。

(了)

⁴愛知万博に関する博覧会協会での議事録や配布資料を、博覧会を所管する国は開示していなかったが、実施主体である愛知県は一部の議事録を県民の閲覧に供する運用をしていた。

全国オゾンブズ 過去20年 秘密保全法アセスメント

年	月日	内容	情報の開示への影響		活動に対する影響	
			特定秘密指定	開示度	備考	程度
1994年	4/25	食糧費についての第1回全国一斉情報公開請求実施		×	懇談や懇談会の相手方国家公務員の氏名の指定ならびに不開示	相手方国家公務員情報についての情報提供者がいるかどうかが捜査の対象に
1995年	7/29 ~ 30	「第二回全国市民オゾンブズマン大会」 申入書を47都道府県・12政令指定都市首長宛郵送 大蔵省・自治省訪問。官官接待の根絶を求める申し入れ。同時に「名古屋宣言」と質問書を20増庁大臣宛郵送				
	8/2					
	8/10	47都道府県と12政令指定都市首長宛に実態調査申し入れ				
	9/1	官官接待根絶について村山首相宛申入書を発送				
	10/18	いくつかの県の食糧費の支出について監査請求の要請。「怪しげな県」プロジェクト				
	10/25	東京事務所95年度の全国一斉需用費公開請求(40都道府県参加)以後毎月25日を「情報公開の日」として東京事務所の需用費の公開請求を呼びかけ。		×	懇談や懇談会の相手方の不開示	相手方国家公務員情報に対する特定取得行為とされる可能性
	11/27	20の自治体に対し、下水道談合一斉住民監査請求。				
	12/1	「官官接待」が流行語ベストテンに選出、表彰される。				
	12/9	自治体のカラ出張追及を決定。				
	12/29	情報公開法について各地からのアピールを要請。				
1996年	1/25	全国一斉情報公開請求、監査事務局の出張に関する情報公開請求「監査・監査」(40都道府県で実施)。		×	警察に対する監査の情報が特定秘密とされる可能性アリ	カラ出張の情報提供者への捜査の名目での介入のおそれ
	2/1	総務庁行革委員会行政情報公開部会宛質問書提出				
	2/19 ~	下水道談合に関し、全国一斉住民訴訟提訴週間。				
	3/15	民訴法改正について日弁連理事会申し入れ				
	5/1	民訴法の文書提出義務の改悪案反対アピールの呼びかけ				
	5/16	「情報隠しを許さない民訴法改正案の修正を求める緊急要請集会」(参議院議員宿舎) 東京、大阪のHIV訴訟弁護団らの団体と共同アピール。市民約100名、国会議員14名参加				
	5/24	行革委員会に情報公開法に関する意見書提出				
	5/25	民訴法改正案の修正を求め、法務委員宛電報による意見表明。				
	6/7	カラ出張について、最高検への捜査申し入れ。情報公開法に関し、行革委員会のヒヤリングで意見陳述。				
	7/11	群馬県知事宛にカラ出張の調査要求(前橋市)。				
	7/18	カラ出張疑惑で11道府県に質問状送付				
7/27 ~ 28	第三回市民オゾンブズマン全国大会(高知)					
10/16	全国一斉情報公開請求情報公開度ランキングの調査のため土木部管理課の92年~96年の各3月の食糧費の支出ならびに各1月の旅費の支出(政令市については人事管理室)。41都道府県で実施		×	懇談や懇談会の相手方の国家公務員の情報が特定秘密	カラ出張の情報提供者の捜査の名目	
11/26	行革委に対し、情報公開法要綱案に対する意見書提出。					

全国オンブズ 過去20年 秘密保全法アセスメント

年	月日	内容	特定秘密指定	開示度	備考	程度	理由
1997年	2/3	情報公開度ランキングの発表					
	4/7	公共工事と水道メーターについての全国一斉情報公開請求公共工事については、95年、96年度の都道府県発注の落札価格1億以上のもの、水道メーターについては県庁所在地の自治体に対し。			過剰反応で情報開示度が低くなる。		
	4/11	食糧費削減について各自自治体に申し入れ。					
	4/25	議員の海外視察についての全国一斉情報公開請求と議会宛公開申し入れ			過剰反応で情報開示度が低くなる。		
	7/20～21 7下旬	第四回市民オンブズマン全国大会(福岡市) 第四回大会での情報公開法に関する決議を総務庁へ発送					
	8/31	第四回大会宣言と「入札制度の改善並びに議会を情報公開の実施機関とする条例改正を求める要請書」を47都道府県知事と12政令指定都市市長へ発送					
	10/27	第二回情報公開度ランキングの調査のための全国一斉情報公開請求					
1998年	1/26	情報公開法政府原案に対する意見書「黙っているわけにはいかない！」					
	1/30	民証法文書提出義務法務省案に対する意見書提出					
	2/23	第二回情報公開度ランキング発表					
	3/20	市民オンブズマン版「公務員倫理法案要綱」発表					
	3/20	同日47都道府県知事宛に予定価格の事後開示についての申し入れと議会情報についての一斉情報公開請求と議長宛に情報開示の一斉申し入れ			情報公開の充実に 対する姿勢が減退。		
	4/24						
	5/27	衆議院内閣委員会の情報公開法の審議で、全国市民オンブズマン連絡会議を代表して高橋利明代表幹事が参考人として意見陳述					
	8/22～23	第五回市民オンブズマン全国大会(大阪府高石市) 4.6都道府県の「不正支出問題の自主調査」の調査とりまとめ					
	8/26	全国議長会宛議員の軟式野球大会とりやめの申し入れ(27日までに各都道府県議会議長宛申し入れを全国市民オンブズマン連絡会議と各地の市民オンブズマンとで協同で実施するよう呼びかけ)					
	8/下旬～	各地のグループで条例未制定自治体に対し、条例制定を呼びかけ(『お下がり民主主義を脱却して主体的民主主義へ』)。			情報公開の充実に 対する姿勢が減退。		
	8/下旬～	各地の国会議員宛に情報公開法制定に向けた要請行動を呼びかけ(『要望書(案)』)。			情報公開の充実に 対する姿勢が減退。		
	9/23	情報公開法に関する依頼とアンケートを全国会議員宛に送付。			情報公開の充実に 対する姿勢が減退。		
	9/29	情報公開法について、4名の衆議院議員宛の要請書提出。					
	10/26	建設大臣官房技術調査室から「アカウンタペリティ向上委員会」のヒヤリング調査の要請。高知・三重・大阪・奈良・島根の各グループが実施。					
	11/11	第3回情報公開度ランキングの調査のための一斉情報公開請求					
	11/18	入札結果調査と予定価格調査の全国一斉情報公開請求			情報公開の充実に 対する姿勢が減退。		

全国オンブズ 過去20年 秘密保全法アクセスメント

年	月日	内容	特定秘密指定	開示度	備考	程度	理由
	12/2	日弁連情報公開法についての市民集会参加・当日大トリ情報についての露ヶ岡ツアア参加・発表・情報公開法についての議員アンケート結果発表					
1999年	2/16	情報公開法案の参議院での修正を求めて要望書を提出					
	3/3	第3回情報公開度ランキングの発表					
	3/18	「塩漬け土地」の一斉公開請求			情報公開の充実に対する姿勢が減退。		
	5/13	県議会各会派の調査研究費の支出についての全国一斉情報公開請求			情報公開の充実に対する姿勢が減退。		
	7/31～8/1	第6回市民オンブズマン全国大会(神奈川県)					
	9/23	拡大幹事会で「塩漬け土地問題」「談合対策問題」「第三セクター問題」「情報公開」の各専門委員会の設置が決定される。					
	10/19	特殊法人の情報公開制度の総務省のヒヤリングに出席(井上、奥田、高橋、大川、秋田)					
	11/11	第4回情報公開度ランキング調査のための一斉情報公開請求					
	12/20	情報公開法法律施行令案に対する意見書を総務省に提出					
2000年	1/11	東京弁護士会から人権賞受賞。表彰式(東京弁護士会館)					
	4/4	警察刷新会議に提案書提出					
	7/8～9	国の不正支出・警察不祥事110番実施					特定秘密の漏えいのそのほか、あるいは特定取得行為
	8/19～20	第7回全国市民オンブズマン連絡会議東京大会					
	～9月	都道府県・政令指定都市・中核市へ送付執行					
	9/5	「政務調査費に関する申入書」を全国都道府県議会議長会へ申し入れ					
	11/15	「第5回情報公開度ランキング」についての申入書。を都道府県知事、政令指定都市市長宛に発送。					
		情報公開度ランキング調査で初めて、ランキング対象情報とした趣旨を説明し、情報の公開を求める。					
	11/17	第5回情報公開度ランキング調査のための全国一斉請求(同日は41都道府県、11政令市、7市で実施)					
2001年	2/25	「弁護士費用の取扱い負担制度の導入に反対する」決議。「弁護士費用取扱い負担に反対する連絡会」に加盟					
	3/10	「弁護士費用取扱い負担反対集会」に参加					
	3/24	第5回情報公開度ランキング発表					
	3/27	情報公開市民センターNPO法人として設立される					
	4/2	情報公開法施行初日・各地のグループと市民センターで一斉に情報公開請求					開示対象情報の選定に対して、部内からの情報提供の有無について捜査の対象となる

全国オゾンブズ 過去20年 秘密保全法アセスメント

年	月日	内容	特定秘密指定	開示度	備考	程度	理由
	4/2	「住民訴訟を骨抜きにし、住民の行政監視権を奪う地方自治法改悪に反対する意見書」発表。					
	4/10	地方自治法改悪問題について、日弁連に提言					
	4/22	拡大幹事会(名古屋)「情報公開法を利用した市民団体相互の情報の共有化」呼びかけ					
	6/15	情報公開市民センター外務省報償費文書の不開示処分の取消訴訟提起(東京地裁)		開示度には変化なし	特定秘密指定(ただし、現在でも報償費は3号で不開示)		
	6/29	情報公開市民センター総務省に対し、諸謝金の不開示処分に対して異議申し立て		x	特定秘密指定(不開示範囲拡大)		
	8/4~5 ~9月	第8回全国市民オゾンブズマシマシネットワーク大会 都道府県・政令指定都市・中核市へ送付執行					
	10/1	環境行政フォーラムが主宰の住民訴訟制度の改悪に反対する集会に参加(於:参議院議員会館) 以後、住民訴訟制度改悪に反対する運動を継続的に行う。					
	10/18	資料「住民訴訟はどんな役割を果たしてきたか」作成					
	10/19	「新国家機密法案に反対する声明」を情報公開市民センターと連名で提出					
	11/15	第6回情報公開度ランキングのための一斉情報公開請求					
2002年	1/27	「包括外部監査道場」を日光で開催。					
	3/20	第6回情報公開度ランキング発表					
	4/8	内閣府の司法制度改革推進本部で意見陳述。 (1)納税者訴訟の要求、(2)行政訴訟の官轄、(3)原告適格、(4)弁護士費用敗訴者負担反対を柱に 包括外部監査を担当する監査人宛にテーマ選定についての要望書を各地で提出					
	4月	情報公開請求者の請求者リスト問題で、防衛庁長官に対し「市民オゾンブズマシマシ」などに対する防衛庁不正調査等の真相解明、再発防止策等を求める抗議書」を提出。					請求者リストの存在をどのよう知ったか、について調査対象
	6/4						
	7月~	個人情報についてのアクセスログの調査を全国のオゾンブズに呼びかけ。					
	9/9	2001年度包括外部監査の通信簿発表(東京)					
	9/13	「政務調査費の透明度調査と議会に対する監査の状況」発表					
	9/14,15	第9回全国市民オゾンブズマシマシ大会(宇都宮) 外務省の移送申し立ての棄却を求める決議・国レベルでの住民訴訟制度の創設を求める決議					
	9/27	都道府県・政令指定都市・県庁所在地市、栃木県、水資源開発公団・国土交通省、最高裁判所、内閣総理大臣にそれぞれ送付執行					
	10/2	最高裁長官交際費についての公開質問状を最高裁に送付。					
	12/1	「弁護士費用敗訴者負担制度の導入に反対するアピール」					
	12/10	第7回情報公開度ランキング一斉請求					

全国オゾンブズ 過去20年 秘密保全法アクセスメント

年	月日	内容	特定秘密 指定	開示度	備考	程度	理由
	3/27	第7回情報公開度ランキング発表					
	8/27	議会透明度ランキング発表					
	8/28	包括外部監査の通信簿2002年度版発表					
	8/29	全国(都道府県・政令市・県庁所在地市)落札率調査発表					
	8/30-31	第10回全国市民オンブズマン大会(仙台開催)					
	10/21	会計検査院に「審査要求書」を提出					情報提供者の有無当 が調査対象
	11/18	第8回情報公開度ランキング一斉請求しました。					
	12/18	10/21付けで会計検査院に提出した「審査要求書」却下					

2004年

	3/19	第8回情報公開度ランキング発表					
	3/31	警察庁・各管区警察局に対し、98年度分の捜査費に関する情報公開請求		開示度には変化なし	現在でも4号不開示	または	一斉請求という手法が、捜査費情報の提供を促すとして特定取得行為とされる疑い。または、情報提供者に対する調査名目での介入
	4/7	全都道府県警察本部に対し、捜査費(国費・県費)の一斉情報公開請求		×	月別合計額のみ開示していたところも不開示へ	または	一斉請求という手法が、捜査費情報の提供を促すとして特定取得行為とされる疑い。または、情報提供者に対する調査名目での介入
	5/26	「情報公開法の制度運用に関する検討会」ヒアリング(総務省主催)に参加(新海総務事務局長、高橋利明市民センター理事長、黒田達郎市民センター事務局長)					
	6/7	全都道府県警察本部に対し、捜査費(国費・県費)「偽名領収書」一斉情報公開請求		×	不開示決定していたところも存否応答拒否へ	または	一斉請求という手法が、捜査費情報の提供を促すとして特定取得行為とされる疑い。または、情報提供者に対する調査名目での介入
	7/1	全都道府県警察本部に対し、捜査費(国費・県費)「自主調査」一斉情報公開請求		×	月別合計額のみ開示していたところも不開示へ	または	一斉請求という手法が、捜査費情報の提供を促すとして特定取得行為とされる疑い。または、情報提供者に対する調査名目での介入
	7/2	「OECD外国公務員贈賄防止条約に関する訪日審査ミッション」に参加(高橋利明市民センター理事長)					
	8/25	包括外部監査通信簿2003年度版発表(大阪市)					

全国オゾンブズ 過去20年 秘密保全法アセスメント

年	月日	内容	特定秘密指定	開示度	備考	程度	理由
	8/28-29	第11回全国市民オゾンブズマン大会in函館開催				または	警察不祥事をテーマとした大会開催が、捜査費・情報提供を促すとして特定取得行為とされる疑い。または、情報提供者に対する調査名目での介入
	9/10	ハッ場ダム1都5県(東京、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬)一斉住民監査請求					
	9/12	「ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会」大集会(東京)					
	10/23	「明るい警察を実現する全国ネットワーク」結成				または	情報提供の呼びかけが特定取得行為とされる可能性。また、情報提供者に対する調査名目での介入の可能性。
	11/29	第9回情報公開度ランキングのための一斉情報公開請求					
	12/5	「ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会」住民訴訟スタート集会(東京)					
2005年	3/18	第9回情報公開度ランキング発表					
	9/10-11	第12回全国市民オゾンブズマン別府大会もつと広げよう、情報公開！～あの手この手の公金横領・不正支出にストップを～					
	11/25	第10回情報公開度ランキングのための一斉情報公開請求					
2006年	7/14	橋梁談合に関し、北海道・東北オゾンブズマン市民ネットワークが一斉住民監査請求					
	9/1	包括外部監査通信簿2005年度版発表(愛知県弁護士会)					
	9/16-17	第13回全国市民オゾンブズマン福岡大会					
	10/22	第2回「警察官のためのなんでも電話相談」明るい警察を実現する全国ネットワークが全国6カ所で開催				または	情報提供の呼びかけが特定取得行為とされる可能性。また、情報提供者に対する調査名目での介入の可能性。
	10/29	「在外公館報償費一斉情報公開請求」の呼びかけ					
	11/17	第11回情報公開度ランキングのための一斉情報公開請求					
	12/7	全国知事会「第2回公共調達に関するプロジェクトチーム」のヒアリングに、大川隆司・談合分科会座長が出席		開示度には変化なし	特定秘密指定(ただし、現在でも報償費は3号で不開示)		
2007年	3/9	衆議院赤坂宿舎に関する議員アンケート各議員控え室に持参					
	3/16	第11回情報公開度ランキング発表(東京星陵会館)					

全国オゾンブズ 過去20年 秘密保全法アセスメント

年	月日	内容	特定秘密指定	開示度	備考	程度	理由
	3/29	衆議院赤坂宿舎に関する議員アンケート結果発表(東京弁護士会館)					
	6/6	政務調査費47都道府県議・17政令市議・35中核市議全員アンケート 順次発送					
	9/3	包括外部監査通信簿2006年度版発表(愛知県弁護士会)					
	9/15-16	第14回全国市民オゾンブズマン山形大会					
	11/11-12	包括外部監査セミナー(奈良県明日香村)					
	11/17	『立川署ストーカー殺人事件に見る日本の警察のいま』明るい警察を実現する全国ネットワーク主催シンポジウム(東京)				または	情報提供の呼びかけが特定取得行為とされる可能性。また、情報提供者に対する捜査名目での介入の可能性。
	11/22	第12回情報公開度ランキングのための一斉情報公開請求					

2008年

3/21	第12回情報公開度ランキング発表
6/16-	議会費用弁償に関し、北海道・東北オゾンブズマン市民ネットワークが一斉住民監査請求
8/27	包括外部監査通信簿2007年度版発表(名古屋市)
8/30-31	第15回全国市民オゾンブズマン千葉大会
10/30	包括外部監査実施自治体に対して措置対応アンケート送付
11/9	会計検査委員が指摘した自治体裏金問題についての一斉追及の呼びかけ

2009年

1/24	各地元情報公開度ランキングのための一斉情報公開の呼びかけ
3/14	滋賀県行政委員月額報酬「違法」を受け、各地での調査追及の呼びかけ 札幌市議会費用弁償全額返還命令を受け、各地での追及の呼びかけ
5/10	情報公開市民センターから、外務省報償費に関する一斉異議申し立ての呼びかけ
5/25-	道路特定財源に関し、各オゾンブズから47都道府県・18政令市に調査依頼送付
5/27	落札率調査に関し、47都道府県・17政令市・33県庁所在地市に調査依頼送付
6/4	監査委員調査に関し、47都道府県・18政令市・41中核市に調査依頼
8/21	2008年度版包括外部監査通信簿+自治体措置対応評価発表(名古屋)
8/29-30	第16回全国市民オゾンブズマン岡山大会(岡山市)
9/26	直轄事業負担金追及についての呼びかけ 国会議員に公金検査請求訴訟制度を求めDM発送決定

2010年

4/23	全国情報公開度ランキング各自治体へのアンケートの呼びかけ
	政務調査費住民訴訟アンケートの呼びかけ
5/29	都道府県・政令市・県庁所在地市に入札制度調査送付

全国オゾンブズ 過去20年 秘密保全法アセスメント

年	月日	内容	特定秘密指定	開示度	備考	程度	理由
	6/25	行政委員月額報酬データ集約の呼びかけ					
	7/2	政務調査費住民訴訟2次アンケートの呼びかけ					
	7/17-18	弘前市に対して訴訟費用額確定処分申立の取下げを求める申し入れ 包括外部監査評価第4回班会議(名古屋)					
	7/21	47都道府県・18政令市に予算編成過程の透明度の問い合わせ					
	9/4-5	第17回全国市民オゾンブズ(マン)北陸・富山大会(富山市)					
	9/11	日弁連「公金検査請求訴訟を求めるシンポ」に参加(東京)					
	10/17	2セク損失補償問題についての弁護団就任呼びかけ					
	12/5	3セク損失補償問題検討会議(横浜市)					
	12/19	3セク情報公開請求の呼びかけ					
2011年	2/11	3セク損失補償問題検討会議(東京)					
	2/26	3セク情報公開請求と分析呼びかけ					
	4/23	全国情報公開度ランキング各自治体へのアンケートの呼びかけ					
	6/8	政務調査費住民訴訟アンケートの呼びかけ 情報公開度ランキングアンケート実施の呼びかけ					
		原発情報に関する情報公開請求の呼びかけ		×	原発に関する情報のいくつかが特定秘密とされる可能性。		
	6/10	都道府県・政令市・県庁所在地市自治体落札率調査発送					
	6/15	都道府県・政令市・中核市議会に政務調査費アンケート調査発送					
	6/25	明るい警察を実現する全国ネットワークシンポジウム(東京)				または	情報提供の呼びかけが特定取得行為とされる可能性。また、情報提供者に対する捜査名目での介入の可能性。
	6/30	都道府県・政令市・中核市自治体電力購入調査発送					
	8/30	2011年版包括外部監査通信簿+自治体措置対応評価発表(名古屋)					
	9/3-4	第18回全国市民オゾンブズマン松本大会(松本市)					
	12/18	原発立地自治体・周辺自治体・県に、10万円以上の寄付金の情報公開請求呼びかけ					
2012年	3/5	「秘密保全法の制定に反対する」声明を情報公開市民センターと連名で					
	3/15	安曇野市に対し、訴訟費用請求問題で申し入れ					
	3/19	旧7帝国大学+東工大に「各電力会社からの受託研究+共同研究+奨学金の外部資金受け入れ審議資料」情報公開請求		×	情報のいくつかが特定秘密とされる可能性。		
	4/15	全国情報公開度調査各自治体へのアンケートの呼びかけ					
	5/15	都道府県・政令市・中核市議会に政務調査費アンケート調査発送					
	5/17	都道府県・政令市・県庁所在地市自治体落札率調査発送					
	5/18	原発立地市町村に、「10万円以上の寄付金の額がわかるもの」情報公開請求					
	5/25	都道府県・政令市・中核市自治体電力購入・売却調査発送 原発立地14県以下情報公開請求					情報公開の充実に對する姿勢が減退。

全国オンブズ 過去20年 秘密保全法アセスメント

年	月日	内容	特定秘密 指定	開示度	備考	程度	理由
	5/29	原発立地14県の原子力関係審議会・地域防災計画原子力編審議会の各委員が受領した、「受託研究+共同研究+奨学寄附金の外部資金受け入れ審議資料」情報公開請求		× または	内容によっては審議資料の中身が特定秘密とされる可能性。そうでない場合でも情報公開の充実に対する姿勢が減退。		
	7/4	都道府県・政令市予算編成過程透明度調査発送					
	8/21	2012年版包括外部監査通信簿+自治体指査対心評価発表(名古屋)					
	8/25-26	第19回全国市民オンブズマン弘前大会(弘前市)テーマ「原発と市民オンブズマン」220名参加					
	10/25	全国3議長会(都道府県・市・町村)に対し、政務活動費モデル条例案策定に対する意見書送付					
		各自治体に政務調査費条例改正に関する意見書提出の呼びかけ					
	11/21	秘密保全法令協議情報公開訴訟を名古屋地裁に提訴(原告NPO法人情報公開市民センター)					
	12/26	政務活動費条例改正を拙速に行わないことを求める声明を47都道府県+20政令市+41中核市議会議長に送付					

2013年

	2/16	政務調査費条例改正内容+透明度全国一斉調査の呼びかけ			情報公開の充実に対する姿勢が減退。		
	3/1	政務活動費条例改正内容全国一斉アンケート発送					
	3/30	職場質問/ルマ、職場のいじめ、職務質問、交通取締まり電話相談(明るい警察を実現する全国ネットワーク)				または	情報提供の呼びかけが特定取得行為とされる可能性。また、情報提供者に対する捜査名目での介入の可能性。
	5/14	都道府県・政令市・中核市に電力購入・売却アンケート調査発送					
	5/24	都道府県・政令市・県庁所在地市 自治体落札率調査発送					
	5/31	都道府県・政令市・中核市議会に政務活動費制度調査 発送					
	7/27	住民訴訟検討プロジェクトチーム発足					
		全都道府県議・全政令市議・全中核市議・全23区議に対し、全国大会参加呼びかけ文発送					
	9/7-8	第20回全国市民オンブズマン京都大会					